

白石区民協議会 設置要綱

(目的・名称)

第1条 白石区をより住みやすく、暮らしやすいまちにするために、白石区内のまちづくり活動団体が相互に情報交換等を行い、地域課題の解決に向けて取り組むことを目的として「白石区民協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

(活動内容)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的のため次の活動を行う。

- (1) 区内のまちづくり活動に関する情報交換
- (2) 地域課題の解決に向けた取組の検討
- (3) その他協議会の目的のために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、以下の組織をもって構成する。

- (1) 別表1に定める団体の代表者により「全体会」を構成する。
- (2) 協議会の運営を円滑に行うため「運営委員会」を置く。
- (3) 第2条に掲げる事項の検討等のため、全体会の決定により「部会」を置くことができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名及び幹事長1名(以下「役員」という)を置き、全体会において互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 幹事長は、協議会の円滑な運営のために必要な職務を行う。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 運営委員会は、全体会で取扱う議題を定めるなど、協議会の円滑な運営を図る。

- 2 運営委員会は、別表2に定める団体の代表者により構成する。
- 3 運営委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、運営委員会で互選する。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、白石区役所に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長には市民部長を、事務局次長には地域振興課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、全体会で定める。

(附則)

この要綱は、平成22年10月28日から施行する。

別表 1

団 体 名
白石地区連合町内会
東白石地区町内会連合会
東札幌町内連合会
菊水町内会連絡協議会
北白石連合町内会
北東白石連合町内会
白石東地区町内会連合会
菊の里連合町内会
白石地区ネットワーク協議会
東白石まちづくり実践会
東札幌まちづくり協議会
菊水地区まちづくりネットワーク会議
北白石地区安全・安心のまちづくりネットワーク会議
北東白石まちづくり協議会
白石東地区まちづくり協議会
菊の里まちづくりネットワーク協議会
白石区ふるさと会
白石厚別建設協会
白石・厚別区商店街連絡協議会

白石区連合女性部連絡会議
白石区体育指導委員会
白石区体育振興会連合会
白石区老人クラブ連合会
白石区子ども会連絡協議会
白石区青少年育成委員会連絡協議会
白石区社会福祉協議会
白石区料飲店組合連合会
白石区民生委員児童委員協議会
白石区交通安全母の会連絡協議会
白石区交通安全指導員会
白石区PTA連合会
札幌市小学校校長会白石支部
白石区中学校校長会
札幌市白石区保護司会
白石区クリーンさっぽろ衛生推進協議会
札幌市白石消防団
白石防犯協会
札幌市白石地区暴力追放運動推進協議会
白石区災害防止協力会

別表 2

団 体 名
白石地区連合町内会
東白石地区町内会連合会
東札幌町内連合会
菊水町内会連絡協議会
北白石連合町内会
北東白石連合町内会
白石東地区町内会連合会
菊の里連合町内会